

平成 28 年度税制改正大綱理事長コメント

一般社団法人 不動産流通経営協会
理事長 田中俊和

今回発表された税制改正大綱は、わが国経済が足踏みの状態にあるなか、踊り場から抜け出し、経済成長を持続させることを念頭において策定されたものと捉えている。

足元の不動産流通市場は、消費増税の反動減から脱し、ほぼ二桁の伸びと全面回復している。底固い住宅需要は先高観や低金利に加え税制の後押しによるが、今回の改正で、「居住用財産の譲渡損失の特例等」、「買取再販住宅の登録免許税の特例」、「新築住宅に係る固定資産税の減額措置」など現行制度が延長されたことは、不動産流通市場のプラス基調の継続を下支えするものと考えている。

また、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」として 3 千万円特別控除が創設された。相続された空き家の譲渡に対し、自己居住の要件なく特例が適用されることは合理性があり、空き家発生を抑制するとともに、社会資本の有効活用を促進し、不動産流通活性化に資するものと期待している。

現在、国土交通省において、不動産流通制度に関する研究会・勉強会等により、中古住宅市場の拡大の施策について検討が進められている。私共としては、消費者そして実務者の視点から、市場活性化を促す施策について提案を行い、消費者が安心して取引できる参加しやすい市場形成を促進すべく取り組んでいるところである。政府におかれましても、今後とも税制をはじめとした政策面での支援を引き続きお願いしたい。

最後に、今般の税制改正にご尽力をいただいた政府・与党の関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。